

未熟児養育医療の給付 —小さく生まれた赤ちゃんのために—

お子さんのご出生おめでとうございます。



●制度の内容

身体の発育が未熟なままで生まれたお子さんが、指定医療機関において入院治療が必要と認められた場合、治療に必要な医療費を公費で一部助成する制度です。

●対象

出生時の体重がおおむね 2,000 グラム以下で医師が未熟児養育が必要と認めた 1 歳未満の赤ちゃんが対象となります。

●医療費助成について

養育医療の入院に伴う医療費については、他の制度に優先して養育医療給付の対象になります。

給付申請が承認されると、指定養育医療機関の窓口で支払う医療費（医療保険自己負担分）を市が公費助成します。ただし、生計を同一とする世帯員全員の市町村民税額の合計額に応じて計算される自己負担金を後日お支払いいただきます。

しかし、養育医療は、鴨川市子ども医療費助成制度と併用することができるので、子ども医療費助成金給付申請手続きをしていただくことにより、実際にお支払いいただく自己負担金は無料となります。

対象となるのは「健康保険適用分」のみで、健康保険適用外分（おむつ代、差額ベッド代等）は対象になりません。

受給期間中に、市外へ転出した場合には、新しい住所地で新たな申請が必要となります。

●手続きの方法

以下の書類等をお持ちになり、ふれあいセンター子ども支援課にて申請してください。

- ・養育医療給付申請書
- ・養育医療意見書
- ・世帯調書
- ・同一世帯のご家族全員の市町村民税等を証明する書類
（市税等の調査への同意により、省略可能な場合があります。）
- ・保護者の健康保険の資格情報を証明する書類
- ・お子さんの健康保険の資格情報を証明する書類
- ・印鑑（シャチハタ不可）

●手続きの流れ

1. 申請
2. 医療券・徴収金決定通知書の受け取り
3. 病院へ医療券を提示
4. 子ども医療費助成金給付申請書の提出
5. 子ども医療費助成金給付決定通知書の受け取り

●お問合せ

市民福祉部 子ども支援課 子ども支援係

鴨川市八色 887-1

鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

☎ 04 - 7093 - 7113

